

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福生市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福生市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、母子健康手帳の交付、妊産婦・新生児等の訪問指導や健康診査等、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する施策を実施する事務であり、妊娠届出、妊産婦・新生児訪問、各種健康診査についての管理、統計報告書の作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務、妊婦のための支援給付及びマイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務において使用する。
③システムの名称	健康情報システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健(妊婦)ファイル、母子保健(乳幼児)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の70の項及び127の項並びに別表省令第40条及び第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(以下「命令」という。)第2条の表(以下「第2条の表」という。) ○第2条の表の42の項、命令第44条 ○第2条の表の95の項、命令第97条 ○第2条の表の96の項、命令第98条 ○第2条の表の125の項、命令第127条 ○第2条の表の155の項、命令第157条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども家庭部こども家庭センター課
②所属長の役職名	こども家庭センター課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福生市役所 子ども家庭部こども家庭センター課 電話042-551-1511(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福生市役所 子ども家庭部こども家庭センター課 電話042-551-1511(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[○] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [○] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者の適切な監督を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	公表日	2015/3/31	2015/12/25	事前	
平成27年12月25日	I 関連情報 5. ②所属長	前課長名	現課長名	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
平成27年12月25日	IIしきい値判断項目 時点	平成27年2月28日時点	平成27年12月1日時点	事後	形式的な変更のため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月24日	IVリスク対策	該当なし	様式改正に伴い記載	事前	
令和2年5月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7項 別表第二の26項、70項、87項及び別表第二省令第19条、第39条、第44	番号法第19条第7項 法別表第二の26の項、69の2の項、70項及び87の項並びに法別表第	事前	
令和3年6月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情	番号法第19条第7項	番号法第19条第8号	事前	
令和5年7月3日	I -1②事務の概要	特定個人情報ファイルは、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用	特定個人情報ファイルは、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用	事後	
令和5年7月3日	I -③システムの名称	健康情報システム、団体内統合宛名システム	健康情報システム、団体内統合宛名システム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一の49の項及び別表第一省令第40条	番号法第9条第1項 別表の70の項及び別表省令第40条	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報	番号法第19条第8号 法別表第二の26の項、69の2の項、70項及び87の項並びに法別表第	番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部	福祉保健部健康課	子ども家庭部こども家庭センター課	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所	健康課長	こども家庭センター課長	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請	福生市役所 福祉保健部健康課 電話042-551-1511(代表)	福生市役所 子ども家庭部こども家庭センター課 電話042-551-1511(代表)	事後	
令和6年6月28日	I 関連情報 7.特定個人情報の取扱いに関する問合せ	福生市役所 福祉保健部健康課 電話042-551-1511(代表)	福生市役所 子ども家庭部こども家庭センター課 電話042-551-1511(代表)	事後	
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和6年6月1日 時点	事後	
令和7年3月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	特定個人情報ファイルは、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務及びマイナポータルサービスの検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務において使用する。	特定個人情報ファイルは、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務、妊婦のための支援給付及びマイナポータルのサービスの検索及び電子申請機能による申請の受領に関する事務において使用する。	事前	
令和7年3月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の70の項及び別表省令第40条	番号法第9条第1項 別表の70の項及び127の項並びに別表省令第40条及び第68条	事前	
令和7年3月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○第2条の表の125の項、命令第127条	○第2条の表の125の項、命令第127条 ○第2条の表の155の項、命令第157条	事前	